（ガス事業法施行規則の一部改正）

第十二条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（供給条件の説明等） **第十三条**　［略］ 2～10　［略］ 11　法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 12　［略］ （書面の交付） **第十四条**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］ （ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十六条**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法	（供給条件の説明等） **第十三条**　［略］ 2～10　［略］ 11　法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 12　［略］ （書面の交付） **第十四条**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］ （ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十六条**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百九十三条　［略］

2　法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

第百九十八条　ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百九十九条　ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百九十三条　［略］

2　法第百三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）

第百九十八条　ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2　［略］

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第百九十九条　ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する